

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体	都道府県	制度の所管・関係官庁	
030010	投資助言業、投資運用業	金融商品取引法29条第4項第5号イ、31条の2第1項金融商品取引法施行令15条の12	金融商品取引法上の投資助言業のみを行おうとする者は、営業保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならぬ(31条の2第1項)。また、投資運用業を行おうとする者は、株式会社(取締役会および監査役または委員を置くものに限る。)または外国の法令に準拠して設立した取締役会設置会社と同種類の法人でなければならない(29条の4第1項第5号イ)。	株式投資のノウハウを持ちながら、投資助言業又は、投資運用業として株式投資で利益を得ることが出来ないで、投資助言業として営業保証金の供託の廃止、投資運用業として投資一任の許可を要望します。	現状は投資のノウハウがなくとも、営業保証金さえあれば、投資助言業の営業が可能であり、株式の売買の手数料が下がっているだけでメリットがあるにもかかわらず、リスクのある株式投資に譲渡所得税の軽減がなされている。低所得者を中心に説明をした中で、グループ単位で一定の金額を出し合い、投資一任を受けてから株式投資する。もうひとつは、自分のノウハウで見つけたある銘柄に投資するために、グループ単位で一定の金額を決めた上で、投資一任を受けて株式投資する。(グループ単位は5人~100人)個人に対して、株式投資の投資助言業として契約する場合は、収入以外の資産がどれくらいあるかを、確認してから株式投資が可能ならば、投資一任を受けてから契約する。低所得者の生活が安定するには、いかに株式投資で投資を繰り返して利益を出していくかである。その為にも、投資助言業又は投資運用業を活用する必要がある。新しい株式投資の始まりの一步。	C	I	投資助言業における営業保証金は、業者がその事業活動により不特定の顧客に損害を与えた場合などにおいて顧客が取得した損害賠償権等の担保となるものであり、投資者保護上重要な制度である。また、投資運用業は、適切な資産運用が担保されるよう、一定のガバナンスが確保された株式会社要件を課すことにより、顧客の保護を図るものであり、投資者保護上重要な制度である。この規制の実効性確保のためには全国一律での規制が不可欠であるため、投資助言業の営業保証金の供託の廃止、投資運用業として株式会社要件の撤廃を認めることは、措置困難。		リスクに対して理解できない場合、リスクをとれない時は、契約はしない。契約後一定期間であれば、クーリングオフが可能であり、顧客の保護は十分である。株式投資は、下げ相場でも利益が出せる運用先をさがして運用する必要がある。それには、特定のノウハウが必要である。顧客の立場になり、株式投資での利益が大きくなるような運用先が求められる。顧客にとって業者の規模より、株式投資での利益の大きいことを必要とするのが、投資助言業だと思えます。顧客にとって一番は、株式投資での利益の大きさを、利益の大きさを考えると特定のノウハウが必要である。		C	I	投資助言業等による重要な役割が期待されることはご指摘のとおりであるが、投資助言業における営業保証金と、投資運用業における株式会社要件の重要性については、前回回答のとおり。なお、クーリング・オフ(書面による解除)も投資者保護上重要な制度であるところ、これは契約締結後の一定期間内に顧客に契約の解除を認める制度であり、損害が生じた際の損害賠償権等の担保としての営業保証金の供託制度や、投資運用業における株式会社要件の代替と位置づけられるものではなく、これをもって両者を撤廃することは、いずれも措置困難。		例えば、ノウハウのある投資助言業を活用して一部厚生年金の運用を株式運用すると、年度ごとに赤字を出さなくすむ。営業保証金、500万円の規模を説明してください。	C	I	投資助言業における営業保証金と、投資運用業における株式会社要件の重要性については、これまでの回答のとおり。よっていずれも措置困難。なお、供託すべき営業保証金の具体的な金額については、金融商品取引業者の業務の実情および投資者の保護の必要性を考慮し定められたものである(金融商品取引法施行令15条の12第2号)。		1 0 2 9 0 1 0	個人	大阪府	金融庁
030020	金融機関が契約に基づき預金者の預金情報を指定された者に通知すること及び預金の払い戻しに指定された者の同意を要すること	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条	金融分野における個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ず個人データを第三者に提供してはならないとされている。なお、その場合は原則、書面等によるものととなっている。	① 貸借人から、預金口座の開封時に次のサービスの提供について依頼があった場合、金融機関は当該依頼の範囲内において実施する貸借人に関する個人情報の提供について、個人情報の保護に関する法律第23条に規定の本人の同意を必要としないこととする。 ・定期建物賃貸借契約に係る一定金額の貯蓄の特約の履行状況に指定された者に通知すること ・定期建物賃貸借契約の終了期の到来の予告をすること	金融機関が協力しやすいように、特区における特例措置として法的根拠を付与するもの。	D	I	個人情報保護法第23条及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条は、個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供するに当たっては、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることを求めている。「あらかじめ」とは第三者へ個人データが提供される時点よりも前にという意味であり、必ずしも、第三者提供を行うたびに同意を求めると要するものではない。 また、個人情報保護法上、個人情報取扱事業者が書面等により本人から個人情報を直接取得する場合には、取得に先立ってその利用目的を本人に明示する必要がある(法18条第2項、ガイドライン第8条第2項)。このため、当該個人情報取扱事業者が当初個人データを第三者に提供することを予定しているのであれば、書面等での利用目的(個人データの第三者提供)を明記し同意欄において本人の意思を確認するなど、個人情報を取得する時点で本人の同意を得ておくことも可能である。 以上を踏まえ、ご提案の事項については、預金口座の開封時に貸借人から個人情報を取得するに当たって同意を得ておく等により、現行の規定に十分に対応可能であると考えます。 なお、ご提案内容によると、金融機関は、貸借人の依頼の範囲内において個人データの提供を実施することであるが、状況に照らし、貸借人が自己の個人データを第三者に提供されることにつき実質的に同意していると判断されるのであれば、当該「依頼」により、既に個人情報保護法第23条及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条の同意は得られているものと考えられる。			D	I				D	I		南丹田舎すまいるプラン	1 1 0 0 0 3 0	個人	京都府	金融庁 法務省 内閣府	
030021	金融機関が契約に基づき預金者の預金情報を指定された者に通知すること及び預金の払い戻しに指定された者の同意を要すること	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条	金融分野における個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ず個人データを第三者に提供してはならないとされている。なお、その場合は原則、書面等によるものととなっている。	② 定期建物賃貸借契約が有効である間において、預金の払い戻しに指定された者(地域による団体)の同意を要することとする。	金融機関が協力しやすいように、特区における特例措置として法的根拠を付与するもの。	E	I	金融庁の所管の法令において規制するものはない。			E	I				E	I		南丹田舎すまいるプラン	1 1 0 0 0 3 0	個人	京都府	金融庁 法務省 内閣府	